

専門地域調査士 申請 Q&A

専門地域調査士制度について

Q1 地域調査士と専門地域調査士との違いを教えてください。

A 地域調査士は地域調査に関して高度な知識および実務能力を有する者を指し、専門地域調査士は地域調査士のうち特に高度な知識と実務能力を有する者を指します。詳しくは認程規定の第4条第2項を参照してください。

認定申請の申込みについて

Q2 申請書は、いつ、どこでもらえますか。

A (社)日本地理学会のホームページからダウンロードできます。

Q3 申請書を郵送してもらうことはできますか。

A できます。宛先を記入した返信用封筒(長3サイズ、80円切手を貼ってください)を同封し、(社)日本地理学会事務局に封書でご連絡ください。

Q4 申請書は、どこへ提出するのですか。

A (社)日本地理学会事務局へ郵送してください。

Q5 インターネットやメールで申請することはできますか。

A できません。申請書類は郵送で受け付けます。

Q6 認定手数料は、いくらですか。

A 地域調査士手数料は5,000円(税別)、専門地域調査士認定手数料は10,000円(税別)です。地域調査士取得者が専門地域調査士にランクアップする場合は5,000円(税別)です。

Q7 認定手数料の支払いは、どうするのですか。

A 郵便振替でお願いします。振込先は、(社)日本地理学会のホームページに載っています。

申請資格について

Q8 どのような人が、専門地域調査士になれますか。

A 必要とする条件には、4種類あります。認定規程の第4条第2項をご覧ください。そこに、書かれているように、①大学院で地域調査に関する科目を履修し、修士の学位を取得した者であって、地域調査に関して3年以上の実務経験を有するとともに、地域調査に関する高度な論文の公表を行い、講習を修了した者、②大学院で地域調査に関する科目を履修し、地域調査に関する論文を提出して博士の学位を取得した者で、講習を修了した者、③認定委員会が①または②と同等の能力を有すると認めた者であって、講習を修了した者、です。③については、認定規程細則第2条にあるとおり、イ；地域調査に関して3年以上の実務経験を有し、博士論文としての水準を十分満たしていると認められる地域調査に関する論文を執筆し、査読を経て学術誌又はこれに準ずる書誌に掲載された者であって、講習を修了した者、ロ；大学若しくは大学院又は調査研究を主たる目的とする機関において、教授若しくは准教授又はこれらに相当する者として、地域調査に関して5年以上の研究及び教育の経験を有する者であって、講習を修了した者、です。

Q9 年齢や国籍に制限はありますか。

A ありません。

Q10 大学では法学部（または経済学部、商学部、経営学部など）を卒業しましたが、専門地域調査士に申請は可能ですか。

A 認定規程の第4条第2項に定める条件を満たせば、卒業した学部は問いません。

Q11 大学院で、地域調査に関する科目を履修し、修士の学位を取得し、地域調査に関して3年以上の実務経験がありますが、査読論文がありません。申請は可能でしょうか。

A Q8の答えの③に該当しなければ、申請できません。査読を経て論文が学術誌に公表された段階で申請してください。

Q12 専門学校を卒業しましたが、申請資格はありますか。

A Q8の答えの③に該当すれば、学歴を問わず申請資格があります。

Q13 これから申請しようと思ますが、講習会の修了証に記載された氏名と現在の氏名とが異なります。どうすればよいのですか。

A 申請時に、住民票等で改名記録が明記された書類を添付してください。

Q14 外国の大学院を修了しましたが、申請資格はありますか。

A Q8の答えの①または②に該当しませんが、③に該当すれば申請資格があります。

講習会について

Q15 他の条件は満たしていると思いますが、講習会を受けていません。次回の講習会を必ず受講しますので、先に申請してもよいですか。

A 講習修了証書番号の記載が申請には必要ですから、講習を修了してから申請してください。

Q16 講習会は、いつどこで開催されますか。

A (社) 日本地理学会のホームページで確認してください。

Q17 講習会の受講を申し込み、受講料を振り込んだ後、病気や仕事で出席できなかった場合、受講料は返還されますか。

A 返還されません。ただし、事前に欠席連絡をすれば、次回の講習会を受講できます。

Q18 朝の1時間目の講義に遅刻した場合、次回の1時間目の講義だけを受講すればよいですか。

A 20分以上遅刻した場合は、いかなる理由であっても1時間目の出席は認められません。交通機関の遅延等やむを得ない理由があれば、出席できなかった講義を次回の講習会で受講することができます。その場合、受講料は必要ありません。

実務経験について

Q19 実務経歴は、どのように記載すればよいのか教えてください。

A 申請書の記入例に従って記入してください。調査(プロジェクト)名、実施期間、調査内容と申請者の役割などを記入していただくことになります。

Q20 個人(自営業)で地域マーケティング事務所を開業していますが、実務経験として認められますか。

A 地域調査に関する実務経験は、大学や国の機関、地方公共団体、企業その他の法人に所属する者として行うか、事業主として行うかを問いません。

Q21 地方銀行に勤務して顧客の地域マーケティングをGISを用い支援していますが、実務経験として認められますか。

A あなたが地域の調査や分析などの業務で、主体的な役割を果たしていれば、地域調査に関する実務経験として認められます。

Q22 町役場の職員として、町民を対象とした地域づくり支援に関与していますが、実務経験として認められますか。

A Q21の答えと同様です。

Q23 NPO で市民対象の地域づくりを支援していますが、実務経験として認められますか。

A Q21 の答えと同様です。

Q24 地方新聞で地域の問題に関する特集を長年手がけています、実務経験として認められますか。

A Q21 の答えと同様です。

Q25 高校教員として、地理の授業を担当していますが、実務経験として認められますか。

A 高等学校における通常の授業は、地域調査に関する実務経験としては認められません。

Q26 シンクタンクで交通量調査のアルバイトをしていましたが、実務経験として認められますか。

A 地域調査に関連する業務であっても、補助的な業務は実務経験として認められません。

Q27 大学院博士後期課程の在籍中に、自治体から委託を受けて実施した地域の地場産業調査は、実務経験として認められますか。

A 一般的に、学生として行った調査は、実務経験として認められません。

Q28 実務経験を第三者に証明してもらう必要はありますか。

A 申請時には必要ありませんが、審査過程で照会させていただく場合があります。

Q29 旅行地理検定や地図力博士を取得していますが、実務経験として認められますか。

A 実務経験とは認められません。

教育・研究経験について

Q30 大学の非常勤講師をしています、これは実務経験として認められますか。

A 実務経験として認められますが、期間については、常勤の大学教員として教育に従事した期間に換算して算定することとなります。

Q31 大学に技術職員として勤務していますが、教授・准教授相当の教育・研究経験として認められますか。

A 一般的には認められません。

Q32 大学の客員教授の肩書きを持っていますが、教授・准教授相当の教育・研究経験として認められますか。

A 実質的に教育、研究活動に従事していなければ、教育・研究経験として認められません。

Q33 財団法人で地域経済に関する研究員として長年勤務しています。教授・准教授相当の教育・研究経験として認められますか。

A 調査研究を主たる目的とする機関において、准教授相当以上の重要な職責を果たしていれば、大学・大学院の准教授相当以上の教育・研究経験として認められます。

Q34 民間企業の経済研究所に長年勤めています。教授・准教授相当の教育・研究経験として認められますか。

A Q33 の答えと同様です。

住所・氏名の変更について

Q35 専門地域調査士認定後に住所を変更しましたが、何か手続は必要ですか。

A 住所変更の届けを学会事務局に提出してください。

Q36 専門地域調査士認定後に結婚で姓が変わりましたが、何か手続は必要ですか。

A 学会事務局に、住民票等で改名記録が明記された書類を提出してください。

Q37 改姓届の様式を教えてください。

A 現在のところ特に様式を定めていません。適宜、学会事務局に記録が明記された書類を提出してください。